い。」に改め、同項第11号中「外装基準の適用を受けない」を「第１号の自動車（同号ただし書に規定する自動車を除く。）以外の」に改め、同条第11項第11号中「平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下、本条において同じ。）、第２項第１号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車」を「前項第１号ただし書に規定する自動車」に改め、同条第四項中「平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第２項第１号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない」を「同号ただし書に規定する」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号ロ中「第九号」を「第八号」に改め、同項中同号を第八号とし、第十一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の一号を加える。

二　乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）に備えられているアンテナ（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの

三　乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの

四　乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車に備える外開き式窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているものの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの

第十一条第五項中「、平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第２項第１号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車にあっては」を「及び第２項第１号ただし書に規定する自動車であって」に改める。

第十四条第十一項第十一号ヤ本文中「８ｔ以下の自動車」の下に「（被牽引自動車を除く。）」を加え、同条第十一項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定にかかわらず、突入防止装置の平面部から車体後面（車体後面からの突出量が50㎜以上のフック、ヒンジ等の付属物を有する自動車にあっては当該付属物の後端から前方50㎜）までの水平距離は、試験荷重を負荷しない状態で300㎜以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で400㎜以下（車両総重量が８ｔ以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては試験荷重を負荷した状態で400㎜以下。被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。）に限る。）にあっては、試験荷重を負荷しない状態で200㎜以下、かつ、試験荷重を負荷した状態で300㎜以下）とすることができ、突入防止装置の下縁の高さは、空車状態において地上450㎜以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては地上500㎜以下）となるように取り付けられていること。ただし、自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が2,550㎜（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては2,260㎜）を超えるもの、コンクリート・ミキサー車、土砂その他のばら積みの貨物を積載することができる煽を備える荷台を有し、かつ、それが傾斜することによって土砂その他のばら積みの貨物を重力により落下させることができる自動車（以下「ダンプ車」という。）、２以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車、突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車にあっては、地上550㎜以下であればよい。

第十二十四条の十一第三項第一号ロ中「土砂その他のばら積みの貨物を積載することができる煽を備える荷台を有し、かつ、それが傾斜することによって土砂その他のばら積みの貨物を重力により落下させることができる自動車（以下「　」及び「　」という。）」を削る。

第三十一条ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は」を削る。

第四十一条から第四十六条まで中「法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は」及び「(6.19.を除く。)」を削る。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第46条の２　昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則7.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則13.2.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.5.(6.5.2.及び6.5.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

2　昼間走行灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第６改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

第四十七条から第五十四条まで、第五十五条の十一第二項ただし書、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第二項ただし書、第六十一条の二第二項ただし書及び第六十一条の三第二項ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は」及び「(6.19.を除く。)」を削る。

第六十二条第六項第十一号の次に次の一号を加える。

二の二　昼間走行灯

第六十二条第十一項中「低速走行時側方照射灯」の下に「、昼間走行灯」を加える。

第六十八条第四項第一号ただし書を削り、同項第二号ロを削り、同号ハからヘまでを一ずつ繰り上げ、同条第六項中「第６項」の下に「及び第７項」を、「性能等」の下に「及び取付位置、取付方法等」を加える。

第七十条ただし書中「法第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は」を削る。

第九十八条第四項第二号中「附則４の」を削り、同項第五号中「(同規則改訂版の規則5.5.2.に限る。)」を削る。